

林産物の出荷制限及び自粛等の状況

：直近で出荷制限の解除、一部解除（ ）は解除された生産者数

平成30年8月6日

市町村名	原木しいたけ (露地)	原木しいたけ (施設)	くさそて つ(こご み)	こしあぶら	たけのこ	たらのめ (野生)	ぜんまい	わらび (野生)	原木ムキタケ	野生きのこ	原木なめこ	備 考 (制限or自粛)
白石市	●24.1.16				(●H24.5.1) ※27.4.24解除							制1
角田市	●24.1.16 ※30.4.24(1名)解除											制1 一部解除1
蔵王町	●24.3.15											制1
七ヶ宿町	●24.5.10 ※29.7.11(1名)解除 ※29.11.28(2名)解除 ※29.12.14(1名)解除 ※30.4.27(1名)解除			●24.5.11								制2 一部解除1
村田町	●24.4.5 ※30.4.24(1名)解除									●28.9.12		制2 一部解除1
川崎町	●24.5.7 ※28.12.22(1名)解除											制1 一部解除1
丸森町	●24.3.8				●24.5.1 ※26.4.17 旧耕野村解除 ※27.4.24 旧丸森町, 旧小 斎村解除		●24.5.11					制3 一部解除1
仙台市	●24.4.27 ※27.2.18(2名)解除 ※27.7.21(3名)解除 ※28.1.8(2名)解除									●26.9.24		制2 一部解除1
名取市	●24.4.27 ※30.1.18(1名)解除											制1 一部解除1
富谷市	●24.5.7											制1
大和町	●24.5.7 ※27.2.18(1名)解除			●25.5.7								制2 一部解除1
大衡村	●24.5.18 ※29.3.31(1名)解除	○25.12.18 ※27.12.25(2名)解除 ※29.5.25(1名)解除										制1, 自1 一部解除2
大崎市	●24.4.20 ※27.4.10(1名)解除 ※27.9.28(1名)解除 ※28.9.27(1名)解除		(●24.4.27) ※H27.6.23 (栽培), H29.5.23(野 生)解除	●24.5.9	●28.6.7 旧三本木町に 限る	●26.4.25	●24.5.17	●30.5.28		●24.10.18		制7 一部解除1
加美町	●24.4.27 ※27.9.11(2名)解除 ※28.9.27(1名)解除 ※28.12.19(1名)解除 ※29.4.6(1名)解除 ※29.8.8(1名)解除 ※30.1.12(1名)解除		(●24.5.2) ※27.5.25解除					●30.5.28				制2 一部解除1
色麻町	●24.5.9 ※29.10.11(1名)解除											制1 一部解除1
栗原市	●24.4.12 ※28.1.25(1名)解除 ※28.6.2(1名)解除 ※28.12.7(1名)解除		●24.4.27	●24.5.7	●24.6.29 ※27.7.17 旧築館町, 旧高 清水町, 旧瀬 峰町, 旧志波 姫町解除 ※29.10.11 旧若柳町解除	●26.4.25			○23.11.16 ※28.2.2(1 名)解除 ※30.1.19 (1名)解除	●24.10.18		制6, 自1 一部解除2
石巻市	●24.4.19											制1
東松島市	●24.4.25											制1
登米市	●24.4.25 ※26.8.26(2名)解除 ※27.2.13(2名)解除 ※28.4.22(1名)解除			●24.5.7								制2 一部解除1
気仙沼市	●24.4.11 ※27.8.25(1名)解除		(●24.5.9) ※29.7.24 解除	●24.5.11		(●26.4.25) ※30.8.6解除	●24.5.11				○24.11.2 ※29.2.10 (1名)解除	制3, 自1 一部解除2
南三陸町	●24.4.11 ※27.7.17(1名)解除 ※27.12.25(1名)解除 ※29.1.6(1名)解除			●24.5.9								制2 一部解除1
出荷制限計	21	0	1	7	3	2	3	2	0	4	0	制43
出荷自粛計	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	自3

凡 例 ●出荷制限指示の月日○出荷自粛要請の月日※出荷制限解除の月日

解除された原木しいたけ(露地栽培)生産者数:計42名
解除された原木しいたけ(施設栽培)生産者数:計3名
解除された原木むきたけ(露地栽培)生産者数:計2名
解除された原木なめこ(露地栽培)生産者数:計1名

*「出荷自粛」と「出荷制限」

・「出荷自粛」は、その市町村(A)で初めて基準値を超えた場合、知事から生産者に対して「出荷自粛」を要請する。
・「出荷制限」は、「出荷自粛」市町村の周辺市町村(B)において、同一品目から基準値を超えた場合に、(A)(B)の市町村に対して原子力安全対策本部長(内閣総理大臣)から出荷制
注「原木しいたけ(露地)(施設)、原木むきたけの出荷制限解除・自粛解除は、すべて「県の定める管理計画に基づき管理されることが確認できた特定の生産者に対する限定解除」であり、()内の人数は、解除日より新たに出荷再開できるようになった人数である。